

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3297号)

令和8年1月14日

横 情 審 答 申 第 3297 号

令 和 8 年 1 月 14 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月16日市市情第788号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「請求者は別紙A-1～A-3、別紙B-1～B-3、別紙C-1～C-3、別紙D-1～D-3のとおり、旭区税務課に所属する課長、係長へ同じメールを計145回送付（3～66回目と68～144回目に送付したメール添付省略）いたしましたが、お返事がいただけておりません。なお、CCには市民情報課に所属する課長、係長と人事委員会事務局調査任用部調査課と任用課に所属する課長を入れさせていただきました。つきましては、以下①～④について旭区税務課と市民情報課と人事委員会事務局調査任用部調査課と任用課へ請求します。 ②上記のメール（別紙A-1～A-3、別紙B-1～B-3、別紙C-1～C-3、別紙D-1～D-3参照）に対する市民情報課の対応状況がわかる資料全て」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「請求者は別紙A-1～A-3、別紙B-1～B-3、別紙C-1～C-3、別紙D-1～D-3のとおり、旭区税務課に所属する課長、係長へ同じメールを計145回送付（3～66回目と68～144回目に送付したメール添付省略）いたしましたが、お返事がいただけておりません。なお、CCには市民情報課に所属する課長、係長と人事委員会事務局調査任用部調査課と任用課に所属する課長を入れさせていただきました。つきましては、以下①～④について旭区税務課と市民情報課と人事委員会事務局調査任用部調査課と任用課へ請求します。②上記のメール（別紙A-1～A-3、別紙B-1～B-3、別紙C-1～C-3、別紙D-1～D-3参照）に対する市民情報課の対応状況がわかる資料全て」の保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和6年8月21日付で行った上記1記載の保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）の不開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の不開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する保有個人情報が存在しないため不開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 審査請求人が、令和5年11月27日、同年12月1日、令和6年4月2日、同年7月31日ほかに旭区税務課の特定職員に宛てて送信したメール（以下「本件メール」という。）に関する他課とのやり取り及び市民情報課における対応に係る記録はなく、本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は取得し、又は作成しておらず、保有していないため、不開示とした。
- (2) 本件メールの内容については、市民情報課の所掌事務そのものでもなく、特段対応する義務を課せられるものでもないと判断し、本件保有個人情報は作成し、又は取得しておらず、保有していないため、不開示とした。
- (3) 本件メールについて、旭区税務課からの相談等は受けておらず、市民情報課において対応した事実もないため、これらに係る記録もない。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 当該メールに関する他課とのやり取り及び市民情報課における対応に係る記録はなく、本件保有個人情報開示請求に係る保有個人情報は取得し、又は作成しておらず、保有していないということは計145回のメールによる疑義申立てに対し、何らの対応もしなかったと解されるので改めて精査を願う。
- (3) 不開示とする合理的理由の記載がない。
- (4) 本件処分は不当である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 市民局市民情報課に係る事務について

市民局市民情報課では、横浜市事務分掌規則（昭和27年10月横浜市規則第68号）に基づき、情報公開制度に関すること、個人情報の保護に関すること、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に関すること、横浜市個人情報保護審議会に関すること等の事務を所掌している。

##### (2) 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、開示請求書の記載から、本件メールに対する市民情報課の対応状況が分かる文書と解される。

##### (3) 本件保有個人情報の不存在について

ア 実施機関に確認したところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件メールは、旭区税務課の特定職員に宛てて送信されたものであり、CC欄に市民局市民情報課の職員が含まれているが、市民局市民情報課の所掌業務そのものではなく、特段対応する義務を課されるものではないことから、対応不要と判断した。

(イ) 本件メールにつき、対応不要と判断するに当たって、協議、会議、打合せ等は行っておらず、協議、会議、打合せ等のメモ、電子メール、議事録、会議録等は存在しない。

(ウ) 本件メールについては対応不要と判断しており、審査請求人へ返信等は行っていないため、返信等の電子メールは存在しない。

(エ) 本件メールについて、旭区税務課並びに人事委員会事務局調査課及び任用課

から相談等を受けておらず、市民局市民情報課において対応した事実もないため、これらに係る記録は存在しない。

(オ) そのほか、市民局市民情報課の対応状況が分かる文書は、存在しない。

イ このような実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件保有個人情報を保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

#### 《 参 考 》

#### 審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 6 年 10 月 16 日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 6 年 11 月 12 日	・実施機関から反論書の写しを受理
令和 7 年 11 月 13 日 (第48回第四部会)	・審議
令和 7 年 12 月 4 日 (第49回第四部会)	・審議